

## 大阪 IR カジノ「コミットメントレター」弁明書

大阪 IR 推進局から分厚い書類が届いた。封を開けると、11 ページの弁明書(副本)と証拠書類として IR 募集要項と提案審査書類の提出書が入っていた。昨年 6 月 26 日に IR 計画案に記載されていた金融機関の「コミットメントレター」を公開請求したが、非公開決定となったので、7 月 15 日付で審査請求を行った。これに対する大阪市の弁明書が、1 年近く経った 6 月 20 日付で送付されたのである。

弁明書は第 1 本件決定の内容、第 2 決定の理由、第 3 結論から構成されている。第 2 の決定理由は法人等情報、任意提供情報、審議・検討・協議情報、事務事業遂行情報、部分公開の可否についてである。第 3 で「本件決定は条例に則った適正なものである」と結論づけている。

いろいろ書かれているが、要は大阪 IR カジノに関するきわめて重要な情報であり、これを開示すると当該金融機関だけでなく、IR 事業会社や大阪府・市に不利益が生じるので、大阪市情報公開条例の規定にもとづき非公開は妥当だとしている。この弁明書はもう一つの審査請求、IR カジノ「基本合意書」に関わる問題もあり、弁護士さんらと検討していきたい。ここでは、とくに重要と思われる箇所を紹介する。

「本件融資確約書は、大阪 IR 事業の融資に関する具体的条件等についての情報が含まれるのみならず、本件事業者等の資金調達力、経営戦略、経営状況、信用度合や事業の実施能力等が色濃く反映されたものとなっており、また、本件事業者等がこれまでの事業実績を踏まえて分析・予測した日本や大阪の IR 潜在市場に対する独自の考え方、IR 施設及びカジノ事業の需要・収支予測、大阪 IR 事業の各種リスクへの対応方針等に対する本件融資予定金融機関の評価等を推測し得る情報、(中略)大阪 IR 事業に関する重要かつ機微な情報であって、事業の根幹に触れる情報である。」

こうした大阪 IR カジノの根幹に触れる情報であり、大阪府は夢洲の土地対策に公金投入を決定しており、核心部分だけでも公開すべきではないか。国が計画を認定した後も公開できないのか。納得できない。それと大阪 IR カジノに反対する住民にとって見過ごせない指摘もある。

「現在、大阪府・市に対して大阪 IR の中止を求める活動や本件融資予定機関に対する融資取止め要請といった活動が既に行われているのであり、このような中、前記がごとき中間的な議論や検討途上の情報、断片的な情報によって、かような活動が誤導されれば、府・市民等に混乱を招く危険が生じることは明らか…」

(2023 年 6 月 23 日)

